

高松市病児保育事業業務委託提案公募要領

1 目的

病気の回復期には至らないが、当面症状の急変が認められない児童等を一時的に保育する病児保育事業を充実することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とします。

本要領は、運營業務を委託するに当たり、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募に必要な事項を定めます。

2 業務委託の概要

(1) 業務

高松市病児保育事業業務委託

(2) 業務内容

別添 1「高松市病児保育事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 委託期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

適切な事業運営が認められる場合、次年度以降も継続して委託することがあります。

(4) 募集数

1 か所 (1 事業者)

(5) 提案上限額

3, 897, 000 円

※ 消費税法第 6 条第 1 項別表第二第 7 項口に基づく非課税事業のため、消費税及び地方消費税の適用はありません。

※ 「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の補助基準額を上限とします。(上記提案上限額は、同要綱別紙の病児保育事業(病児対応型)の基準額について、委託期間を 3 か月として、基本分を月割りで算出した金額に、委託期間の延べ利用児童数を 100 人以上 150 人未満と想定し、対応する加算分の基準額を合わせて算出しています。)

3 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

(1) 市内で、医療法に定める病院又は診療所を設置、経営しており、市内に関係法令に適合する実施施設を整備できる事業者であること。

(2) 業務の実施に当たり、高松市病児保育予約システムを導入し、使用することが可能な事業者であること。

※ 高松市病児保育予約システムの導入及び使用に係る経費は、高松市が負担します。

(3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て(同法附則第 3 条に規定する申立てを含む。)、会社更生法(平成 14 年法律第 15

4号)第17条の規定による更正手続開始の申立て(同法附則第2条に規定する申立てを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱(平成24年高松市告示第403号)による指名停止を受けていないこと。

(6) 企画提案書等の提出時点において、国、都道府県、及び市区町村税の滞納がないこと。

4 選定までのスケジュール(一部、予定を含む。)

内 容	日 時
提案公募関係書類の配布	令和7年7月4日(金)から
参加表明書等の提出期限	令和7年7月18日(金)午後5時
提案公募に関する質問受付期限	令和7年7月25日(金)午後5時
企画提案書等の提出期限	令和7年8月8日(金)午後5時
企画提案書等のヒアリング	令和7年8月中～下旬
選定結果の通知	令和7年8月下旬

5 提案公募関係資料の配布

(1) 配布資料

- ① 提案公募要領
- ② 仕様書
- ③ 参加表明書等関係様式
 - a 参加表明書(様式第1号)
 - b 法人等概要書(様式第2号)
 - c 辞退届(様式第3号)
 - d 質問及び回答書(様式第4号)
- ④ 企画提案書関係様式
 - a 企画提案書の提出について(様式第5号)
 - b 高松市病児保育事業業務委託 事業計画書(様式5-1)
 - c 高松市病児保育事業業務委託 事業実施体制(様式5-2)
 - d 代表者の経歴書(様式5-3)
 - e 職員勤務ローテーション(様式5-4)
 - f 予定施設等の状況(様式5-5)
 - g 施設レイアウト(様式5-6)
 - h 予算書(様式5-7)
- ⑤ 見積書(様式第6号)

(2) 配布方法

高松市ホームページ上からダウンロードしてください。

掲載URL

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sections/proposal/r>

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本要領に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を提出してください。

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 法人等概要書（様式第2号）
- ③ 国、都道府県及び市区町村税の未納税額が無い旨の証明書

ただし、「令和5～7年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿」に
掲載されている事業者については、提出を省略できるものとします。

(2) 提出部数

「(1) 提出書類」の①～③を各1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達記録の残る方法に限る。）により「(5) 提出場所（先）」に提出してください。

(4) 提出期限

令和7年7月18日（金） 午後5時まで

※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とします。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

(5) 提出場所（先）

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局子育て支援課（担当：吉田・國村）

(6) 企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無を、令和7年7月24日（木）までにEメール及び普通郵便で通知します。

なお、提出期限までに参加表明書等が到着しなかった場合又は参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することができません。

(7) 参加表明後の辞退

参加表明書を提出した後に、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を提出してください。

7 提案公募に関する質問

(1) 質問の受付期間及び方法

本要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、令和7年7月25日（金）午後5時までに、質問及び回答書（様式第4号）に質問事項等を記載の上、Eメール（kosodate@city.takamatsu.lg.jp）により提出してください。

(2) 質問内容

公募要領、仕様書の記載内容及び参加表明書など各種様式の記載方法等に関するものに

限ります。

(3) 提出場所（先）

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市健康福祉局子育て支援課（担当：吉田・國村）

(4) 質問に対する回答

回答はその都度、質問者に対してEメールで行うとともに、質問と回答の内容を高松市ホームページに、企画提案書等の提出期限までの間、掲示します。

なお、質問に対する回答への問合せ及び異議の申立ては一切受け付けないこととし、以下に掲げる内容の質問に対しては回答を行わないものとします。

- ① 質問者の明らかな誤読
- ② 質問者の個人的な意見
- ③ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの
- ④ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- ⑤ 本提案公募に関係のないもの

8 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

「6 参加表明書等の提出（6）企画提案者の選定」において、参加資格を有する通知があった者のうち、本企画提案への参加意思のある者は、次に掲げる書類を提出期限までに、「(3) 提出場所（先）」に持参又は郵送（配達記録の記録の残る方法に限る。）してください。

① 企画提案書

a 提案内容

仕様書を熟読の上、別表「選定基準」に留意し、実施に当たっての考え方や手法等を提案してください。

b 様式

- (a) 企画提案書の提出について（様式第5号）
- (b) 高松市病児保育事業業務委託 事業計画書（様式5-1）
- (c) 高松市病児保育事業業務委託 事業実施体制（様式5-2）
- (d) 代表者の経歴書（様式5-3）
- (e) 職員勤務ローテーション（様式5-4）
- (f) 予定施設等の状況（様式5-5）
- (g) 施設レイアウト（様式5-6）
- (h) 予算書（様式5-7）
- (i) 敷地の平面図及び建物の平面図
- (j) その他団体の活動を理解する上で参考となる資料

c 部数

5部（正本1部、副本4部）

※ 正本とは、代表者印の押印のあるものを指します。

※ 副本とは、代表者印の押印のないものを指します。

d 留意事項

- (a) 記述は、できるだけ平易な表現（図等を含む。）としてください。
- (b) 記号や略称等を使用する場合は、初出のか所に記号や略称等の説明を記述してください。選定者が、記号や略称等が意味することを十分に理解できない場合、選定の結果に影響を及ぼす可能性があります。
- (c) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切認めません。
- (d) 提出書類等は返却しません。

② 見積書

a 様式及び内容

様式は、見積書（様式第6号）を用いて作成してください。また、内訳書（任意様式）を添付し、具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載してください。

b 部数

5部（正本1部、副本4部）

c 留意事項

- (a) 見積年月日、件名及び見積金額等を正確に記入してください。
- (b) 金額の訂正は認めません。
- (c) 消費税法第6条第1項別表第二第7項口に基づく非課税事業のため、消費税及び地方消費税の適用はありません。

(2) 提出期限

令和7年8月8日（金） 午後5時まで

※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とします。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

(3) 提出場所（先）

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市健康福祉局子育て支援課（担当：吉田・國村）

9 ヒアリングの実施

提案書記載内容について、次のとおり、ヒアリングを実施します。

ただし、Web 会議システムを使用するなど実施方法を変更する場合があります。

(1) 実施時期

令和7年8月中～下旬

※ 詳細な日程及び会場については、別途、企画提案書提出者に通知します。

(2) 所要時間

1事業者当たり40分（企画提案者による提案要旨説明約20分、質疑応答約20分）

(3) 説明者等

説明者は、配置予定の管理責任者及び業務責任者とし、計3名までの出席とします。

10 事業者の選定

- (1) 別表「選定基準」に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査、採点を行い、評価点が満点の6割以上、かつ、最も高い企画提案書を提案評価第1位に選定します。

なお、選定審査は非公開とします。

- (2) 選定後、選定結果を各企画提案者に通知します。

なお、選定結果に関する問合せ、異議の申立ては一切受け付けません。

- (3) 提案評価第1位に選定された事業者は、高松市ホームページに事業者名を公開します。
- (4) 提案評価第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は「3参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、提案評価第2位に選定された事業者から順に繰り上げて特定の相手方とし、契約締結に関する交渉を行います。
- (5) 提案者が1事業者のみの場合でも、選定審査における評価点が満点の6割以上を獲得した場合には、当該事業者を選定します。

11 業務委託契約

- (1) 契約内容

契約しようとする仕様や条件等について、選定された事業者と協議を行い、決定します。

- (2) 契約方法

随意契約

- (3) 契約保証金

要します。

ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

- (4) 委託料の支払条件

前払いとします。

ただし、事業終了後、利用実績に基づき「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に応じて算出した金額が、委託料の金額より少なくなるときは、その差額を返還しなければなりません。

12 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがあります。

その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責を負いません。

13 決定の取消し

参加者及び受託予定者と決定した事業者に次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受託予定者の決定を取り消します。

- (1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- (2) 「3参加資格」を満たさなくなった場合
- (3) 定められた以外の手法により、選定員又は関係者に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (4) 「11 業務委託契約(1)契約内容」の協議が不調に終わった場合
- (5) 「11 業務委託契約(1)契約内容」の協議後の見積額が、「2 業務委託の概要(5)提案上限

額」を超える場合

14 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

※ 契約監理課ホームページ

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html

15 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

16 周知事項

- （１） 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：Ｅメール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>

- （２） 平成２４年６月１日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第２６号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。

契約監理課ホームページ

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.html

17 その他留意事項

- （１） 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とします。
- （２） 参加者が、「３参加資格」の要件を満たさなくなったとき、又は参加表明書及び提出物に虚偽の記載を行ったとき、若しくは選定審査の公平性を害する行為を行ったときは、当該参加者を失格とし、当該参加者による参加表明及び企画提案を無効とします。
- （３） 提出後の企画提案書等の修正又は変更、追加は一切認めません。
- （４） 参加表明書及び企画提案書等の提出物は返却しません。
- （５） 書類の著作権は企画提案者に帰属しますが、本市が公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できることとします。

- (6) 企画提案書作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表・使用できません。
- (7) 参加者が1者のみの場合でも、本提案公募を有効として取り扱います。

18 公募要領関係資料

No.	資 料 名
1	高松市病児保育事業業務委託提案公募要領
2	高松市病児保育事業業務委託仕様書
3	参加表明書（様式第1号）
4	法人等概要書（様式第2号）
5	辞退届（様式第3号）
6	質問及び回答書（様式第4号）
7	企画提案書の提出について（様式第5号）
8	高松市病児保育事業業務委託 事業計画書（様式5－1）
9	高松市病児保育事業業務委託 事業実施体制（様式5－2）
10	代表者の経歴書（様式5－3）
11	職員勤務ローテーション（様式5－4）
12	予定施設等の状況（様式5－5）
13	施設レイアウト（様式5－6）
14	予算書（様式5－7）
15	見積書（様式第6号）
16	子ども・子育て支援交付金交付要綱（抜粋）

別表「選定基準」

評価項目	評価内容	配点
事業者概要	事業を適切に実施することができる組織及び能力を有しているか。	35
	団体の病児保育室のあり方についての考えと、事業の目的が合致しているか。	
	団体の特色等を活かし、病児保育事業の効果的な運営を計画しているか。	
	代表者が、今後、安定且つ継続的に事業を実施できる程度の経歴を有しているか。	
事業実施内容	昼食、おやつについて独自の配慮がなされているか。	40
	児童の受入れ、保護者対応が適切に行えるよう、配慮がされているか。	
	日中の保育看護において、適切な配慮がされているか。	
	病院又は診療所との連携が確保されているか。	
	事業の周知・広報活動について、工夫がされているか。	
	定員数に対し、適切な職員配置がされているか。	
	職員の勤務ローテーションは適切か。	
	職員の育成について、工夫がされているか。	
実施場所の状況	立地場所が適切であるか。	20
	必要な各室（保育室、観察室又は安静室、調理室）が整備され、且つ、安全面、衛生面を考慮したレイアウトがされているか。	
提案価格	適正な積算根拠に基づく見積額であるか。 5×提案者中最低見積価格÷見積価格 ※小数点以下は切り捨て	5
合計		100

○上記の項目を選定員4人が選定し、1人当たり100点満点で採点します。

○各選定員の合計を総合点（満点400点）とし、満点の6割以上、かつ、総合点が最も高い事業者を提案評価第1位事業者として選定します。

- ・ 総合点が最も高い事業者が2者以上ある場合は、「事業実施内容点」が高い事業者を、提案評価第1位事業者として選定します。
- ・ 「事業実施内容点」も同点の場合は、選定員で協議し、提案評価第1位事業者を選定します。

【評価基準】

○上記の項目を、0～5点までの6段階で評価します。

- (1) 非常に優れた提案である場合には、「5点」とします。
- (2) 優れた提案である場合には、「4点」とします。
- (3) 標準的な提案である場合には、「3点」とします。

(4) やや物足りない提案である場合には、「2点」とします。

(5) 特に物足りない提案である場合には、「1点」とします。

(6) 評価内容を満たしていない場合や劣悪な提案である場合には、「0点」とします。

○各項目には「加重」を設けることとし、各項目の得点を次のように算出します。

$$[\text{得点}] = [\text{採点}] \times [\text{加重}]$$